

○ 「コミュニティ放送」は、地域の活性化等に寄与することを目的として、超短波(FM)放送により、市区町村の一部の区域※において、地域の話題や行政、観光、交通等の地域の需要に応えたきめ細かな情報等を提供する地域密着型メディアとして平成4年1月に制度化。2020年度7月1日現在、47都道府県において331事業者が開局。

※ 地域的一体性がある場合は、隣接する他の市区町村の一部の区域、さらに、住民のコミュニティとしての一体性がある場合は、隣々接する他の市区町村の一部の区域を併せて放送区域とすることが可能。

○ コミュニティ放送の放送出力(空中線電力)は、原則20ワット以下で必要最小限であること。放送区域は概ね半径5～15km程度をカバー。また、コミュニティ放送が利用する周波数帯は、76.1MHzから94.9MHzであり、市販されているFMラジオで聴くことが可能。

○ コミュニティ放送は、広域・県域ラジオ局とは異なり非公示無線局と規定し、申請者自身で未利用(空き)周波数を見つけ、先に申請した者を先に審査する先願主義を採用。

《放送の出力(空中線電力の上限値)の推移》

- ◇平成 4年1月: 1W
- ◇平成 7年3月: 10W
- ◇平成11年3月: 原則20W
- (◇平成21年7月: 例外的20W超の場合の基準明確化)

《使用可能な周波数》

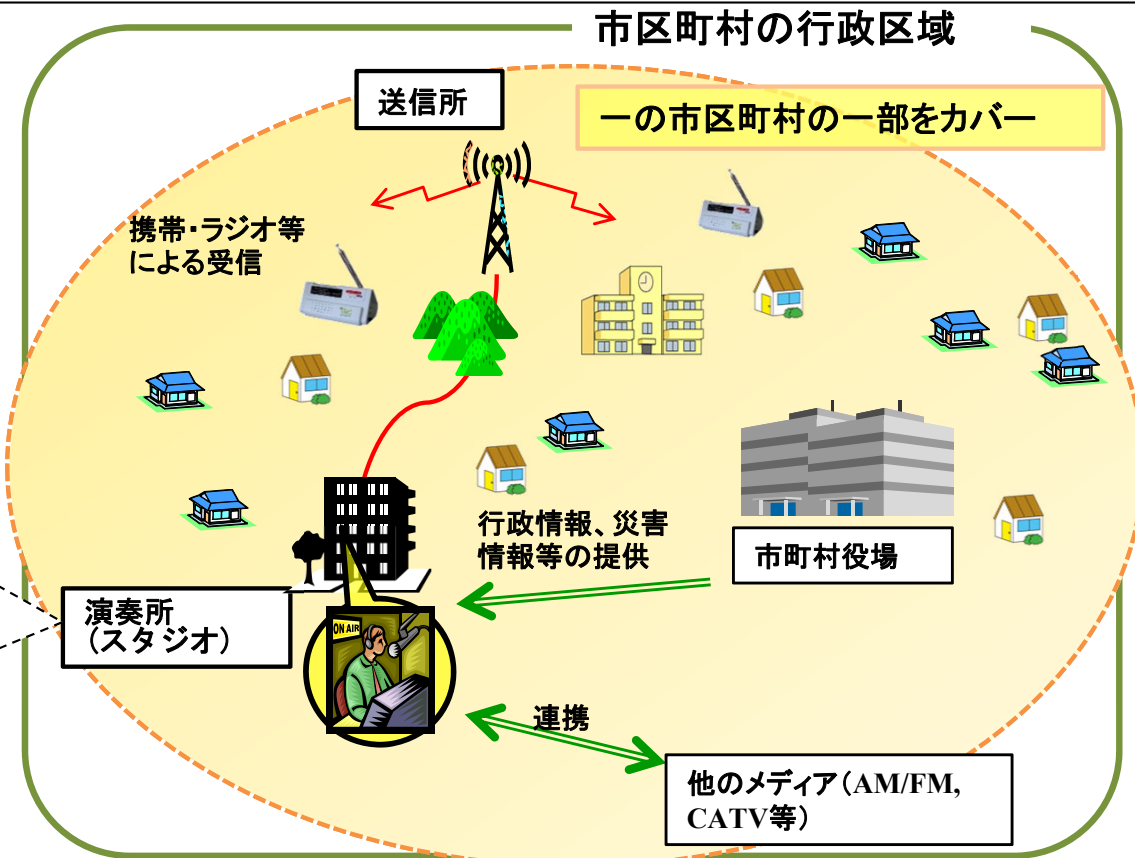
- ◇76.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数で、開設を希望する地域で周波数の割り当てが可能なものを指定。

→ 空中線電力及び周波数等は予備免許時の指定事項

【放送番組の例】

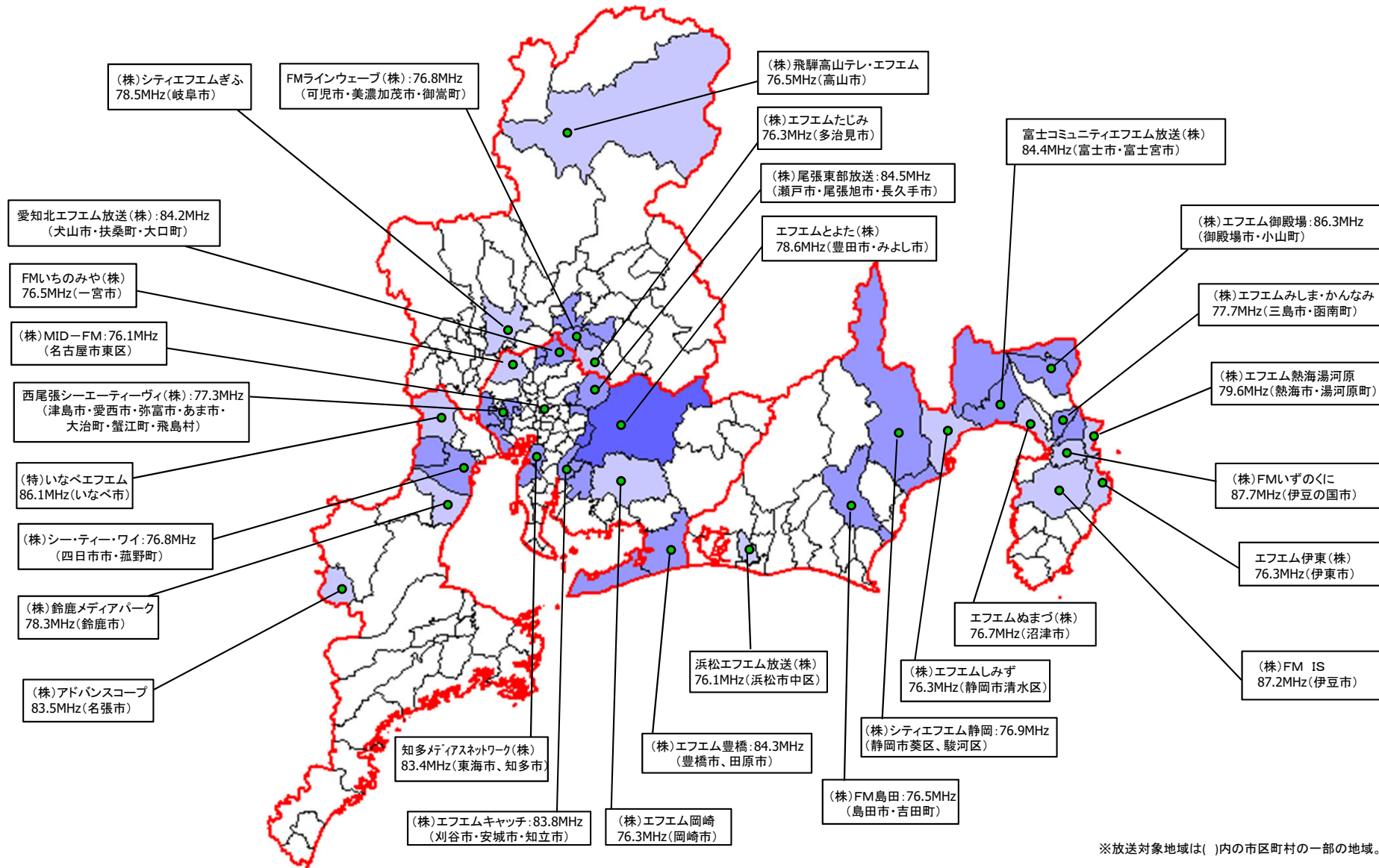
- 生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
- 行政情報(市町村広報、市町村議会情報、災害情報等)
- 観光情報(観光地、観光施設、各種イベントの案内等)
- 報道(地域ニュース)
- 娯楽(音楽等)
- その他(コマーシャル)

→ 地域密着情報が1週間の放送時間の半分を占めること。



東海4県のコミュニティエフエム放送局

- 東海4県では、30事業者(岐阜県4事業者、静岡県12事業者、愛知県10事業者、三重県4事業者)が開局。
- 災害時には市町村の要請に基づく災害放送を実施、緊急割込装置により市町村から直接放送を行える放送局も有り。
- 一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会(29事業者が加盟)では、東海地区防災ネットワーク協定を締結し、災害発生時に被災した会員が放送を継続できるよう必要機材や人員などの相互支援を行う体制を構築。



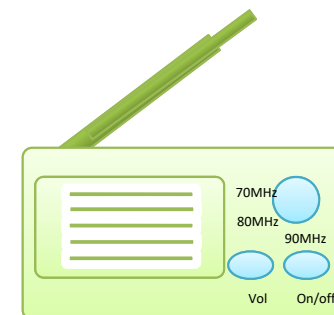
※放送対象地域は()内の市区町村の一部の地域。

コロナ禍の中、地元の公共施設、商業施設、テーマパーク等の営業状況をラジオ番組で紹介



生活情報
娯楽情報

災害等の発生時に、地元自治体が緊急割込装置を使用してリアルタイムに災害情報を放送



地域に根ざした、
地域独自の情報を放送

災害情報

台風の接近時は、気象予報士によるきめ細かな天気予報番組を放送
大雨警報・解除などの情報は、地元自治体からの要請により防災ラジオを起動して放送

災害情報

放送エリア内の、各学区で歌い継がれている小学校校歌をラジオ番組で紹介



放送事例

令和元年房総半島台風・東日本台風の時に放送した事例

- 食料、飲料水、ブルーシート等支援物資の配布場所
- 携帯電話の充電が可能な場所
- 入浴施設の開設状況
- 通行止区間、公共交通機関の運行状況
- 災害ゴミの受け入れ先 など

※東日本大震災の際は、コミュニティ放送局が自治体が開設する臨時災害放送局となった場合も存在。

台風上陸後、市役所の一角に緊急放送ブースを設置し、災害対策本部からの詳細な情報を放送